

岩手県ため池サポートセンター技術研修会

その他（情報提供等）

岩手県農林水産部農村建設課

1 岩手県のため池の現状について

(1) 農業用ため池の区分

① 農業用ため池

ア 農業用水の供給を目的に設置（現在使用されていないものも含む）

イ 堤体及び取水設備等を有するもの（堀込池は含まれない）

② 防災重点農業用ため池

上記①のうち、決壊した場合に甚大な被害が発生するおそれがあり、防災・減災対策を実施する必要があるため池

③ 特定農業用ため池

上記②のうち、国及び地方自治体以外が所有するもの

1 岩手県のため池の現状について

(2) 県内の農業用ため池数

区分	農業用ため池	防災重点農業用ため池 (旧防災重点ため池)	特定農業用ため池
R2.4時点	1,925か所	898か所	553か所
R7.4時点	2,546か所 (+621か所※1)	693か所 (▲205か所※2)	442か所 (▲111か所※2)

〔主な増減理由〕

※1 所有者の届出による増

※2 ため池廃止及び浸水想定区域の精査等による減

1 岩手県のため池の現状について

(3) 留意いただきたい事項

① 未届けの農業用ため池がないか？

⇒ 法により所有者には届出の義務が課せられていること。

② 決壊のおそれがない、又は、決壊した場合でも下流人家等への被害が限定的な防災重点農業用ため池がないか？

⇒ 氾濫解析等の精査の結果、被害が限定的と確認できれば指定の解除が可能。

※ ①、②を把握している場合は、農村整備室等やサポートセンターに相談のこと。

2 本県のため池の防災減災対策

(1) ため池ハザードマップの作成

- ① 全ての防災重点農業用ため池を対象に市町村が実施
- ② R7.4時点の進捗率は91% (628か所/693か所)
- ③ 今年度末の完了を目指し推進しているところ

(2) 防災重点農業用ため池の劣化状況評価

- ① 廃止予定を除く防災重点農業用ため池を対象に県が実施
- ② 施設の老朽化の状況等を調査し、対策の必要性を評価
- ③ R7.4時点の進捗率は63% (428か所/678か所)

2 本県のため池の防災減災対策

(3) 防災重点農業用ため池の地震・豪雨耐性評価

- ① 防災重点農業用ため池の決壊時の影響度や施設規模を基に優先順位を設けて県が実施
- ② 地震時の堤体の安定性や豪雨時の洪水処理能力等を評価し、防災工事の必要性を判定
- ③ R3～R12まで150か所を実施する計画
- ④ R7.4時点の進捗率は77% (116か所/150か所)

2 本県のため池の防災減災対策

(4) 防災工事の実施

- ① 各種評価が終了した防災重点農業用ため池を、決壊時の影響度や施設規模を基に優先順位を設けて実施
- ② 防災工事の内容は、堤体の改築補強や洪水吐の改修等
- ③ R3～R12まで42か所の工事に着手する計画
- ④ R7.4時点の進捗率は26%（11か所/42か所）
- ⑤ これまで着手した防災工事は、全て県が実施（堤体の改築補強など工事の規模が大きく技術力を要するもの）

2 本県のため池の防災減災対策

(5) 廃止工事の実施

- ① 農業用として使用されていない防災重点農業用ため池のうち、所有者等の同意が得られたものについて、市町村等が廃止工事を実施
- ② 廃止工事の方法は、堤体の開削による貯水機能の廃止
- ③ 今後、R12までに29か所を廃止する計画
- ④ これまでに廃止した防災重点農業用ため池は14か所あり、これを含めた進捗率は48%（14か所/29か所）

2 本県のため池の防災減災対策

(6) 留意いただきたい事項

- ① 各種評価の実施に対する協力について
⇒ 引き続き劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価を実施するので、所有者との調整（土地の立入、草刈り等）の協力をお願いします。
- ② ため池廃止工事の推進について
⇒ 農業用に使用されていない防災重点農業用ため池がある場合は、廃止工事の実施を検討願います。（条件が合えば定額補助による廃止が可能）

3 情報提供

～ ため池の防災・減災対策に活用可能な補助事業 ～

【資料5 - 1 参照】

- ① 防災重点農業用ため池に係る危機管理システム等整備
⇒ ため池の水位等監視設備の整備
（国庫補助率50、55% ⇒ 令和12年度まで定額補助）
- ② 防災重点農業用ため池における緊急的な防災対策
⇒ 緊急時における排水ポンプの設置等の実施
（国庫補助率50、55% ⇒ 令和12年度まで定額補助）

3 情報提供

～ ため池の防災・減災対策に活用可能な補助事業 ～

【資料5 - 1 参照】

③ 防災重点農業用ため池の防災環境整備

⇒ ため池廃止工事の実施（下流水路整備を含め実施可能）
（定額補助：農業以外の想定被害500万円以上）

④ 防災重点農業用ため池の保全・避難対策

⇒ ため池ハザードマップの作成
（国庫補助率50% ⇒ 令和12年度まで定額補助）

3 情報提供

～ ため池の防災・減災対策に活用可能な補助事業 ～

【資料5 - 1 参照】

⑤ 防災重点農業用ため池の監視・管理体制の強化

⇒ ため池の監視・管理に必要な技術習得に資する研修等
（国庫補助率50% ⇒ 令和12年度まで定額補助）

⑥ 防災重点農業用ため池に係る減災対策の実施

⇒ ハザードマップを活用した防災訓練等
（国庫補助率50% ⇒ 令和12年度まで定額補助）

ため池の防災・減災対策に活用可能な補助事業

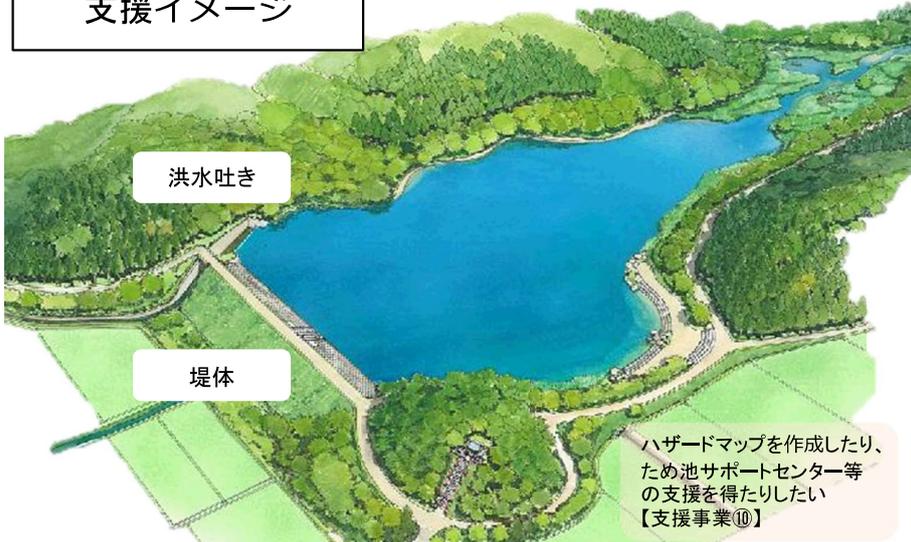


満濃池の江戸時代の工事の様子
(満濃池地堅之図)



令和7年4月 農林水産省農村振興局

支援イメージ



ため池の管理

- 緊急時に対応するための排水ポンプなどを設置したい【支援事業⑥⑨】
- 堤体の草刈りを行いたため池を適切に管理したい【支援事業⑫⑬】
- 流域治水対策として低水位管理を行いたい【支援事業④⑩】
- 緊急的な防災対策及び流域治水対策にICT機器を活用したい

【支援事業 設置:⑤⑨⑪ 運用:⑪⑫⑬】



ため池の廃止

堤体を開削するなど、貯水機能を喪失させたい【支援事業③⑧】



老朽化対策

経年変化等に伴う堤体の漏水や浸食を防止したい【支援事業②⑦】



↓ (法面保護による侵食防止)



地震・豪雨対策

地震に対しても損傷が発生しないよう補強したい【支援事業②⑦】

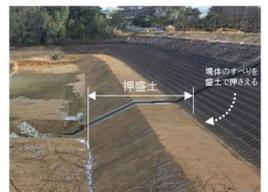


↓ (堤体の押盛土による補強)

洪水吐を拡幅して、洪水を安全に流下させたい【支援事業②⑦】



↓ (洪水流下能力の増加)



支援事業名	事業内容	事業主体	補助率	主な実施要件
農村地域防災減災事業	① 実施計画策定、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、相続関係調査	都道府県、市町村、土地改良区等	定額（10/10）等	
	② 防災工事（地震・豪雨、老朽化対策）		50% 等 （緊急性が高いもの等は55%に嵩上げ）	・総事業費800万円以上※ ・受益面積2ha以上 等
	③ ため池の統廃合		50% 等 （緊急性が高いもの等は55%に嵩上げ）	・想定被害額500万円以上 等
	④ 洪水調節機能の付与・増進や低水位管理のために必要な整備（洪水吐きスリット等）		50% 等	・防災受益面積7ha以上 等
	⑤ 緊急的な防災対策（簡易な整備、排水ポンプの設置等）、観測機器の設置等		定額（10/10）	・受益面積2ha以上 等
農業水路等長寿命化・防災減災事業	⑥ 実施計画策定、耐震性点検、相続関係調査	都道府県、市町村、土地改良区等	定額（10/10）	
	⑦ 防災工事（地震・豪雨、老朽化対策）		50% 等	・総事業費200万円以上 ・受益者2戸以上
	⑧ ため池の廃止（被災を契機に廃止することになった場合の二次災害防止の応急対策含む）		定額（10/10）等	・想定被害額500万円以上 等
	⑨ 緊急的な防災対策（排水ポンプの設置等）、危機管理システム等整備		定額（10/10）	・総事業費200万円以上 等
	⑩ ハザードマップ作成、管理者等への技術的指導（ため池サポートセンター）支援、監視・保全管理に資する活動、防災訓練等	都道府県、市町村、土地改良区等	定額（10/10）等	・総事業費200万円以上 ・防災重点農業用ため池
水利施設管理強化事業（特別型）	⑪ 流域治水のために必要な取組（事前排水による低水位管理に係る人件費、遠隔監視機器の通信費等）	都道府県、市町村	50%	・流域治水プロジェクト等に位置付けられていること
多面的機能支払交付金	⑫ 共同活動の一環として行われる堤体の草刈りやため池の泥上げ等	活動組織、広域活動組織	定額	
中山間地域等直接支払交付金	⑬ 中山間地域における堤体の草刈りやため池の泥上げ等	活動組織	定額	・集落等で協定を締結し共同取組活動に位置づけること

※ 防災重点農業用ため池緊急整備事業として行う場合は、総事業費4,000万円以上

■ 主な事業の標準的な負担割合

都道府県営事業

	国	都道府県	市町村	農業者
農村地域防災減災事業 （防災重点農業用ため池緊急整備事業、地震・豪雨対策型）	50% (55%)	34% (34%)	16% (11%)	0 (0%)
農村地域防災減災事業	50% (55%)	29% (29%)	14% (14%)	7% (2%)
農業水路等長寿命化・防災減災事業	50% (55%)	29% (29%)	14% (14%)	7% (2%)

団体営事業

	国	都道府県	市町村	農業者
農村地域防災減災事業 （防災重点農業用ため池緊急整備事業）	50% (55%)	21% (21%)	29% (24%)	0 (0%)
農村地域防災減災事業	50% (55%)	18% (18%)	25% (25%)	7% (2%)
農業水路等長寿命化・防災減災事業	50% (55%)	18% (18%)	25% (25%)	7% (2%)

※ 1 沖縄県、奄美、離島については、別の負担割合を設定。

※ 2 ()書きは中山間地域、緊急性が高いもの等。

※ 3 都道府県と市町村の負担割合は、都道府県又は市町村にお問い合わせください。

■ 地方負担に対する主な地方財政措置

	起債充当率	交付税措置率
農村地域防災減災事業のうち、		
・防災重点農業用ため池緊急整備事業※	90%	45%
・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策として実施する事業※	100%	50%
・上記以外の事業	90%	20%
農業水路等長寿命化・防災減災事業	90%	20%

※ 令和7年度までの措置。

■ ICT機器の設置・運用に係る支援

	事業	対象・支援内容
設置	農村地域防災減災事業	
	・ため池緊急防災環境整備事業	・防災重点農業用ため池において、災害の発生を未然に防止するために実施するもの
	・防災重点農業用ため池緊急整備事業	
	・ため池洪水調節機能強化事業	・洪水調節機能の付与や洪水調節容量を活用するために実施するもの
運用	農業水路等長寿命化・防災減災事業	・危機管理対策として実施するもの
	水利施設管理強化事業	・流域治水対策として実施するもの ・通信費、サーバー費用
	多面的機能支払交付金	・共同活動に位置づけられたもの※ ・通信費、サーバー費用
	中山間地域等直接支払交付金	・協定に位置づけられ共同取組活動であるもの ・通信費、サーバー費用

※ 「多面的機能の増進を図る活動」における「防災・減災力の強化」の活動項目を活動計画に位置づけることが必要。



（お問い合わせ先）

市町村または農村整備室等にご相談ください。